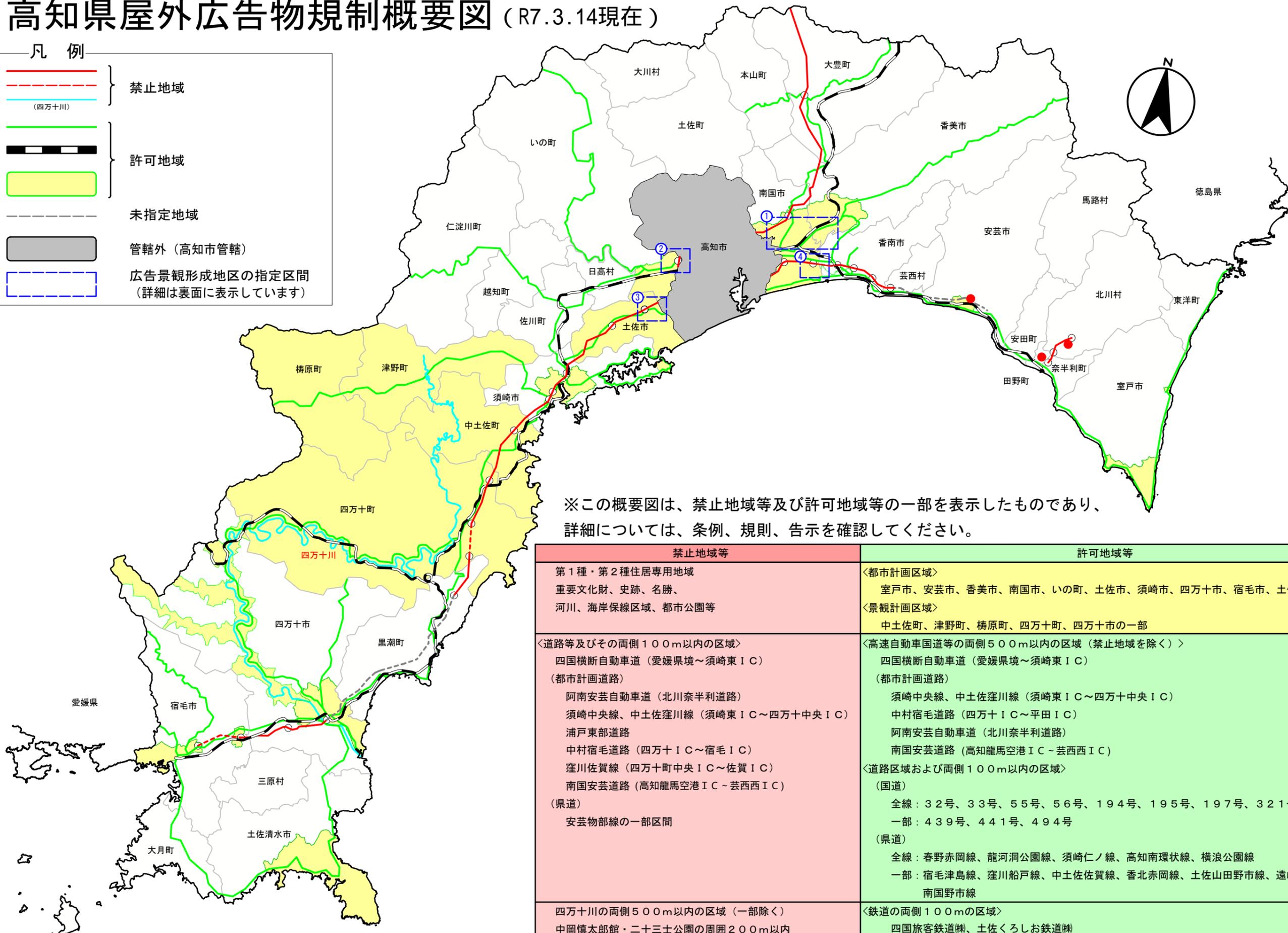


# 高知県屋外広告物規制概要図 (R7.3.14現在)

凡例

	禁止地域
	許可地域
	未指定地域
	管轄外 (高知市管轄)
	広告景観形成地区の指定区間 (詳細は裏面に表示しています)



※この概要図は、禁止地域等及び許可地域等の一部を表示したものであり、詳細については、条例、規則、告示を確認してください。

禁止地域等	許可地域等
第1種・第2種住居専用地域 重要文化財、史跡、名勝、 河川、海岸保線区域、都市公園等	<都市計画区域> 室戸市、安芸市、香美市、南国市、いの町、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市 <景観計画区域> 中土佐町、津野町、梶原町、四万十町、四万十市の一部
<道路等及びその両側100m以内の区域> 四国横断自動車道(愛媛県境～須崎東IC) (都市計画道路) 阿南安芸自動車道(北川奈半利道路) 須崎中央線、中土佐窪川線(須崎東IC～四万十中央IC) 浦戸東部道路 中村宿毛道路(四万十IC～宿毛IC) 窪川佐賀線(四万十町中央IC～佐賀IC) 南国安芸道路(高知龍馬空港IC～芸西西IC) (県道) 安芸物部線の一部区間	<高速自動車国道等の両側500m以内の区域(禁止地域を除く)> 四国横断自動車道(愛媛県境～須崎東IC) (都市計画道路) 須崎中央線、中土佐窪川線(須崎東IC～四万十中央IC) 中村宿毛道路(四万十IC～平田IC) 阿南安芸自動車道(北川奈半利道路) 南国安芸道路(高知龍馬空港IC～芸西西IC) <道路区域および両側100m以内の区域> (国道) 全線：32号、33号、55号、56号、194号、195号、197号、321号、381号 一部：439号、441号、494号 (県道) 全線：春野赤岡線、龍河洞公園線、須崎仁ノ線、高知南環状線、横浪公園線 一部：宿毛津島線、窪川船戸線、中土佐佐賀線、香北赤岡線、土佐山田野市線、遠崎野市線 南国野市線
四万十川の両側500m以内の区域(一部除く) 中岡慎太郎館・二十三土公園の周囲200m以内 安芸市街なみ環境整備促進地域	<鉄道の両側100mの区域> 四国旅客鉄道(株)、土佐くろしお鉄道(株)